	当該太陽光発電設備（１０ｋW以上２０ｋW未満の屋根設置且つ建物の種類が共同住宅の設備を除く。）において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□

	書　類　の　種　類	書　類　名	備　考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２４）		
	②印鑑証明書（注２４）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２４）		
	④土地の取得を証する書類等（注２５）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２６）		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２７）		
	⑦構造図（注２２）（注２３）		
	⑧配線図（注２８）		
	⑨接続の同意を証する書類の写し		
	⑩事業実施体制図（注２９）		
	⑪関係法令手続状況報告書（注３０）		
	⑫補助金確定通知書（注３１）		
	⑬その他１		
	⑭その他２		
	⑮その他３（注３２）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を